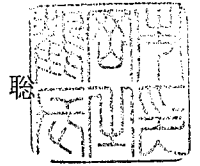


鶴岡市公告第153号

鶴岡市あさひ自然体験交流施設設置及び管理条例（平成26年鶴岡市条例第75号）第6条の規定により、鶴岡市あさひ自然体験交流施設の指定管理者を指定するため、その募集を次のとおり行う。

令和 8年 9月15日

鶴岡市長 佐 藤



1 募集対象施設

(1) 名 称 鶴岡市あさひ自然体験交流施設

(2) 位 置 鶴岡市田麦俣字六十里山104番地5

(3) 規 模 等 ①湯殿山スキー場

ア グレンデ面積 16.98ha（滑走距離 最長2,000m）

イ 付帯設備 リフト、ロッジ、圧雪車、スノーモービル、
トイレ、駐車場、圧雪車格納庫（令和8年11月完成予定）等

②あさひ家族キャンプ村

ア サイト数 50

イ 付帯設備 管理棟、別棟（シャワー、炊事場、トイレ等）

(4) 主な業務 ①鶴岡市あさひ自然体験交流施設設置及び管理条例第5条に規定する
湯殿山スキー場の管理運営

②鶴岡市あさひ自然体験交流施設設置及び管理条例第5条に規定する
あさひ家族キャンプ村の管理運営

2 指定管理者の指定期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

3 指定管理者の要件

鶴岡市内に所在地を置く法人で、鶴岡市あさひ自然体験交流施設指定管理者募集要項に定める要件を満たすもの。

4 募集方法

鶴岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年鶴岡市規則第61号）第2条の規定により、指定された様式により必要書類を添付して申請すること。

5 募集期間

令和8年9月15日から令和8年10月9日午後5時15分まで

6 その他

(1) 募集説明会

①日 時 令和8年9月25日午後3時から

②会 場 湯殿山スキー場（ロッジ前集合）

(2) 指定の可否

指定については、鶴岡市指定管理者選定委員会に諮り内定の可否を文書で通知するが、鶴岡市議会の議決を経て指定管理者に指定される。